

1. 議事日程

〔平成30年第2回安芸高田市議会6月定例会第16日目〕

平成30年 6月26日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第44号 安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第45号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第46号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第48号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第50号 安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設設置及び管理条例を廃止する条例
日程第7 議案第51号 財産の無償譲渡について（安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設）
日程第8 議案第56号 工事請負契約の締結について（（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター）
日程第9 議案第57号 工事請負契約の締結について（可愛小学校既存校舎改修工事）
日程第10 議案第58号 財産の処分について
日程第11 発議第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
日程第12 議会改革特別委員会の設置について
日程第13 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治

17番

水戸眞悟

18番

先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

1番

新田和明

2番

芦田宏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	広瀬信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	新谷憲三
総務課長	高藤誠	財政課長	河本圭司
政策企画課長	行森俊荘		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4名)

事務局長	岩崎猛	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	小島佳宏

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。  
日程に入るに先立ち、芦田議員から、今定例会の一般質問に対する発言の中で訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。  
2番 芦田宏冶君。
- 芦田議員 6月18日の私の一般質問の件についてですが、人口減少対策についての質問の中で、平成36年の人口を約2万2,000人減少すると発言しましたが、正しくは約2,200人の減少ですので、訂正させていただきます。
- 先川議長 以上で、発言の訂正を終わります。  
次に、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
- 岩崎事務局長 おはようございます。  
諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。  
第2点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、1件の報告がありました。  
第3点、監査委員より、平成30年5月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。  
次に、本日の会議の運営について、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 熊高昌三君。
- 熊高議会運営委員長 皆さん改めておはようございます。  
本日の会議の運営につきまして、去る6月21日及び、先ほど議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告をいたします。  
追加案件となる議案第56号から第58号までの3件、及び発議第3号の取り扱いについて協議を行い、いずれも提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
また、議会改革特別委員会の設置についての取り扱いについて、協議を行い、議長より提案後、採決を行うことといたしました。  
以上で、報告を終わります。
- 先川議長 以上で、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において1番新田和明君、及び2番 芦田宏治君を指名いたします。

日程第2 議案第44号 安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第45号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第2、議案第44号「安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例」及び、日程第3、議案第45号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。本案2件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 平成30年6月11日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった2議案につきまして、6月20日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第44号「安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例」は、職員定数のうち、消防職員の定数を救急業務の技術水準の維持向上などのための専任救急隊を設置することに当たり、52人から58人に増員し、それに伴い合計を525人から531人とするものであります。

審査の過程において、委員より、「平成29年度の主な仕事目標に消防職員数の見直しは上がっていなかったが、職員定数の見直しを行うことに至った経緯を詳しく教えてもらいたい。」との質疑があり、執行部より、「昨年度1名の早期退職があり、総務部長を中心に消防本部職員への聞き取りの調査を行い、その上で組織体制についての検討を行ってきた。職員数の充足率に関し、県内の水準から見れば不十分と思うが、財政の状況を考慮し、最低6人で専門的な部署を設置することで、市民の安全・安心をさらに向上させたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「専任救急隊の配置は、県内の他市と比べると、どのような状況なのか。また、若い方の技術習得とあるが、年齢構成はどうなっているか。」との質疑があり、執行部より、「県内で専任救急隊を設置していない消防本部は安芸高田市と北広島町のみである。また、職員の経験年数は、管理職を除いた経験年数10年未満の職員が56%であり、若年職員への知識・技術の伝承が大きな課題となっている。」との答弁がありました。

次に、議案第45号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」は、老朽化していた八千代方面隊第4分団の詰所を建

てかえたことにより、新たに条例に追加するものであります。

審査の過程において、委員より、「詰所の整備計画の進捗状況及び整備状況は。」との質疑があり、執行部より、「美土里方面隊は全て建てかえを終え、高宮方面隊についても改築や大規模改修をしている。八千代方面隊は第4分団と第3分団の建てかえを行い、そのほかの方面隊については、水洗化のような改修工事をしているだけで建てかえはできていない。」との答弁がありました。

また、委員からの意見として、「人口減少が進む中、各町の消防団の組織再編も必要では。」との意見があり、委員・執行部ともその認識については共有しました。

以上の2議案につき、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号「安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例」及び、議案第45号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第46号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第48号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第4、議案第46号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件、及び、日程第5、議案第48号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長

平成30年6月11日付で本委員会に付託されました、議案第46号及び議案第48号の2件について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった2議案につきまして、6月21日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第46号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部を改正する法律の施行、並びに生産性革命の実現に向けた、地域の中小企業による設備投資の促進を目的とする、生産性向上特別措置法が平成30年5月16日に国会で成立し、同年6月6日に公布されたことに伴い、先端設備等導入計画を作成し、申請する市内中小企業者に対し、固定資産税の特別措置を一部条例改正し、制度の促進を図るものであります。

審査の過程において、委員より、「市町村の役割は、導入計画の策定になると思うが、すぐに計画を策定しなければならないのか。また、中小企業者に対して、どのように情報発信をしていくのか。」との質疑があり、執行部より、「特別措置法ができたばかりで、国から導入促進の指針が示されていないため、導入促進基本計画の内容や情報がない。国から示されれば、早急に計画を策定する。中小企業への情報提供は、工業会や商工会を通じて行いたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第48号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、介護保険法第78条の4、第3項の規定により、平成30年1月18日付で厚生労働省令第4号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、該当する条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「市民、特に被保険者に対して、今回の改正でどのようなメリットがあるのか。」との質疑があり、執行部より、「一番大きなメリットは、入所者の処遇の部分であり、施設における身体的拘束を適正にしなければならないことが明文化されたことである。また、共生型のサービスでは、障害者が介護保険の被保険者になられた場合、引き続いて施設を利用できるところにもメリットがある。」との答弁がございました。

以上の2議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第46号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件、及び、議案第48号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第50号 安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設設置及び管理条例を廃止する条例

日程第7 議案第51号 財産の無償譲渡について（安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設）

○先川議長 日程第6、議案第50号「安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設設置及び管理条例を廃止する条例」及び、日程第7、議案第51号「財産の無償譲渡について（安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設）」の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 平成30年6月11日付で、本委員会に付託されました議案の審査経過を報告いたします。

付託のあった2議案について、6月22日に産業建設常任委員会を開き、慎重に審査を行いました。

議案第50号「安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設設置及び管理条例を廃止する条例」は、美土里町桑田地区において、伝承芸能や伝統技術の保存伝承を通して、高齢者の知恵と経験を生かすことで、

高齢者の生きがいを発揮する場の増加や地域の活性化を図るため、平成13年、14年度に補助事業で整備した「桑田の庄」を桑田自治会に譲渡するため、高齢者等活動・生活支援促進機械施設設置及び管理条例を廃止するものであります。

次に、議案第51号「財産の無償譲渡について（安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設）」は、高齢者等活動・生活支援促進機械施設「桑田の庄」を桑田自治会に無償譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程において、委員より、「もともと高齢者等活動・生活支援促進機械施設としてできた施設である、桑田の庄の自治会への譲渡について、法的な問題は確認していると思うが、補助金等も含めて法的に問題はないか改めて確認したい。」との質疑があり、執行部より、「譲渡先が桑田自治会ということで、事前に県を通じて中四国農政局と協議を重ねてきた。平成30年3月22日付で、国から長期利用財産の処分の受理ということで承認をいただいている。」と答弁がありました。

また、委員より、「譲渡先の運営が人口減少などで成り立たなくなり、空き施設として放置されることが想定される場合、行政としてどういった対応ができるのか。」との質疑があり、執行部より、「事前に譲渡先の経営状況は確認しているが、万が一経営が成り立たなくなった場合、現時点で残すとは言えない。そうなった場合、行政の責任として廃止・継続も含めて議論をやり直す必要があると考えている。」との答弁がありました。

以上の2議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長

討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第50号「安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設設置及び管理条例を廃止する条例」及び、議案第51号「財産の無償譲渡について（安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設）」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第56号 工事請負契約の締結について（（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター）

○先川議長 日程第8、議案第56号「工事請負契約の締結について（（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

議員の皆様方には、御多用のところ御参集賜り、ありがとうございます。

さて、本日、追加議案として3議案提出をさせていただきます。どうぞよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議案第56号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター新築工事を株式会社和田組と1億8,522万円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく審議の上、適切なる議決をいただきますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長 それでは、議案第56号「工事請負契約の締結について」議案書に合わせてお配りしております説明資料に基づき、要点の説明を申し上げます。

説明資料の裏面をごらんください。

まず、工事の目的でございますが、甲立小学校、小田小学校、小田東小学校の学校統合に伴い、甲立基幹集落センター跡地に児童クラブ施設と振興会の活動拠点施設の複合施設を新築するものでございます。

児童クラブの登録者数は、表のとおり、本年6月1日現在で121名で、工期は議会議決の翌日から平成31年1月31日までです。契約の方法は、事後審査型一般競争入札で、入札の経過は4月23日の公告の後、入札日、開札日、落札決定の日、仮契約日につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、工事の概要でございますが、本建物は木造平家建て、延べ床面積551.91平方メートル、児童クラブは3部屋の児童室、附帯設備として2部屋の静養室、図書室、事務室、倉庫1室です。次に、振興会では、会議室と調理室、附帯設備として倉庫2室でございます。共用施設は、男子、女子、多目的トイレとなっております。そのほか外構工事として、舗装工事、囲障工事を行うものでございます。

それでは、改めて議案書を御確認ください。

契約の目的は、（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター新築工事。契約の方法は、事後審査型一般競争入札。契約の金額は1億8,522万円。契約の相手方は、株式会社和田組でございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○先川議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（討論なし）

○先川議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号「工事請負契約の締結について（（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター）」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第57号 工事請負契約の締結について（可愛小学校既存校舎改修工事）

○先川議長

日程第9、議案第57号「工事請負契約の締結について（可愛小学校既存校舎改修工事）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第57号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、可愛小学校既存校舎改修工事を株式会社砂原組安芸高田営業所と2億2,982万4,000円で、請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく審議の上、適切なる議決をいただきますようお願いいたします。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長

それでは、議案第57号「工事請負契約の締結について」議案書に合わせてお配りをしております説明資料に基づきまして、要点の説明を申し上げます。

説明資料の裏面をお願いいたします。

まず、工事の目的でございますが、平成31年4月1日、可愛小学校と郷野小学校の学校統合に伴い、現可愛小学校の校舎を新しく愛郷小学校の統合校舎として使用するため、必要な改修工事を行うものでございます。

次に、本年5月1日現在の学級数と児童数でございますが、可愛小学校が8学級165人、郷野小学校が6学級48人で、統合後は9学級、213人規模の学校となります。

次に、工期についてでございますが、議決の翌日から平成31年1月31日まででございます。

次に、入札の経過でございますが、契約の方法は、事後審査型一般競争入札、5月16日公告の後の入札日、開札日、落札決定の日、仮契約日については記載のとおりでございます。

最後に、本工事の改修内容でございますが、内部改修、外部補修を初め、空調設備の設置、トイレの洋式化、電灯設備の更新、配管・配線の改修等を行います。さらに、体育館につきましても電灯設備の照明等の更新と建物改修等を行うこととしております。

次に、議案をお願いいたします。

議案第57号「工事請負契約の締結について」でございます。

契約の目的は、可愛小学校既存校舎改修工事。契約の方法は、事後審査型一般競争入札。契約の金額は2億2,982万4,000円。契約の相手方は、株式会社砂原組安芸高田営業所でございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員

3番 玉重輝吉です。

先ほどの議案第56号とともに伺うんですが、57号と契約先が地元関連業者ということで、大変喜ばしいことだとは思いますが。協力会社等工事多岐にわたりますんで、あると思うんですが、今回受注された業者と協力会社、その中で安芸高田市の業者がどれぐらい占められるのか、そこらが把握、もし過去の事例も踏まえて、大方答弁できればその辺を伺います。

○先川議長

答弁を求めます。

建設部長 蔵城大介君。

○蔵城建設部長

請負工事の建築工事に係る協力会社についての質問でございますが、今回の工事につきましては、契約したばかりということで、下請承認願い等まだ出てきてない段階でございますので、把握はできてない状況だと思います。

これまでについては、できるだけ建築工事にわたりましては、電気工事、機械工事、土木工事等々あります。それをできるだけ市内業者で下請を行っていただくよう、指導しとるところでございます。

- 以上でございます。
- 先川議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第57号「工事請負契約の締結について(可愛小学校既存  
校舎改修工事)」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第58号 財産の処分について

- 先川議長 日程第10、議案第58号「財産の処分について」の件を議題といたしま
す。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第58号「財産の処分について」の提案理由の御説明を申し上げま
す。
本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び、安芸高田市議会の議決に
付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に
より、八千代町佐々井字五郎丸地内にあります、財産の処分につきまして
て、議会の議決を求めるものであります。
よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。
- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
産業振興部特命担当部長 青山勝君。
- 青山産業振興部特命担当部長 それでは、議案第58号「財産の処分について」要点の御説明を申し上
げます。
本案につきましては、去る4月19日に開催されました市議会全員協議
会において御説明を申し上げておりますが、安芸高田市八千代町佐々井
五郎丸160番4のほか6筆の土地を処分するものでございます。
説明資料のほうをごらんください。
当該土地につきましては、合併以前の旧八千代町におきまして、民間
企業が個人の土地を買収し、その後別の民間企業を経て、旧八千代町が

企業誘致を目的とした土地として購入をし、現在に至っております。土地売却までの経緯でございますが、平成30年5月10日に地元説明会を対象とした説明会を開催し、その翌日に市有地の売却の公示を行っております。市有財産の処分につきましては、2段階一般競争入札を導入することとし、5月25日から6月1日までの間、企画提案書の受付を行いました。結果として、この期間中に1社からの参加の申し出がありました。

6月6日には、第1段階入札として、安芸高田市企業立地事業用地審査委員会を開催し、企画提案書等による事前審査を実施し、申し出のあった1社が第1段階の入札を通過いたしました。6月15日には、第2段階入札としまして、価格競争入札を実施し、申し出のありました南条装備工業株式会社に売却することが決定をいたしました。平成30年6月22日付で南条装備工業株式会社と土地売買仮契約締結しております。南条装備工業株式会社からの企画提案書によりますと、プラスチック製品製造を目的とした工場を建設し、平成31年8月に操業開始をする計画であります。また、操業開始時には30名の雇用を予定されております。

議案書のほうにお戻りください。

処分する財産の土地につきましては、宅地で7筆の合計面積は6,453.16平方メートルでございます。処分価格は、5,445万円。処分の相手先は、先ほど言いました南条装備工業株式会社でございます。

よろしく願いいたします。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番 青原敏治君。

○青原議員 この財産の処分については私は異論を唱えるわけじゃないんですが、この土地につきまして、地元との問題があったように聞いております。それが解決済みかどうかいうのをしっかり説明をしていただきたいというふうに思います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 ただいまの青原議員の質問でございます。

地元での課題に対する解決は図られておるのかということでございます。

先ほど、特命担当部長のほうから地元説明5月10日というふうに申し上げました。私も同席をして、説明会に出席をさせていただきまして、地元の方々広範囲に呼びかけをさせていただいて、数名の方でございましたが、出席をいただいて、説明をさせていただきました。基本的にはこの土地、先ほど議員も御指摘のありましたように、八千代町時代からの目的で購入、保有していたことから、やはり、工場誘致、企業誘致に利用するというのが一つの大きな目標でございましたので、そのことを地元の説明をさせていただいて、地域の活性化、とりわけ地域の雇用につながるということを説明申し上げる中では、皆さん賛同をいただくと

というような形で説明を聞いていただいたというふうに理解をしております。

したがって、この目的に沿った形での市の処分については、賛同をいただいたと理解して、次のステップに進んだわけですが、議員御指摘の他の案件でもって、この土地についての課題を指摘を受けておられた方もいますが、この方についても鋭意説明をさせていただきましたが、これが全て解決したかどうかというところについては、不明なところがございますが、基本的には地元の理解は総意的にはいただいたということで、ここまで進めてきたということがございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

16番 青原敏治君。

○青原議員 ただいまの説明では地元は理解をしていただいたということをおっしゃいましたが、ただ、特定の方がかなりしつこく理解をされとるかどうかいいうのは、私にも理解できませんけど、そこらあたりの話し合いはどうなつとるかというのを、やっぱりきちとした形を出していただかないといけないんじゃないかなと私は思います。でないと、後々いろいろな問題も出てくると思うんですが、それに皆関係してくる状況にありますんで、そこらあたりの解決策をきちとされたほうがいいんじゃないかというふうな思いがするんですが、どうお考えですか。

○先川議長 答弁を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 議員御指摘の相手方とは、この入札等行う前に直接私、総務部長等も話をさせていただいて、この土地については安芸高田市の企業立地の用地として活用させていただく。そのようにお伝えもさせていただき、一定の御理解はいただいたというふうに理解しています。

ただ、他の課題等については、またその後私は直接話に行かせていただく中で一緒になって検討していこうということで、今話を進めてる状況でございます。

以上です。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 2点ほどお伺いしますけども、南条装備さんという当市にも非常に貢献度の高い企業が現在も操業していただいておりますが、その関係で企業立地としての購入をいただくということで、非常に喜んでおります。そういった観点で、まず1点はこの処分価格についての算定根拠について、お伺いしたいと思います。

それから、2点目は、先ほど立地後の南条装備さんの提案では31年の7月操業ということを目途に取り組むんだということで、これも非常に計画的にやられるということで喜んでおりますが、ただ、先般昨年ですか

ね。公園等の売却をした清風会の土地、これがいまだに整備をされてないというふうな、取り組みをされてないという状況もあります。これについては、いろいろ状況があるんでしょうけども、そういったことを心配すれば切りがないんでしょうけども、やはり処分後の立地のいろいろ取り決めですね。いつまでに何をするというような、形を今回出しておいていただきますけども、そういった取り決めというのは市と企業とどのようにされていくのか。あるいはされておるのかということを確認をしておきたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山産業振興部特命担当部長 まずは処分の価格の関係でございますが、こちらにつきましては不動産鑑定等を取っております。取引事例比較法によりまして算定をしております。資料のほうにも位置図をつけておりますが、国道に面して、不整形な土地でございます。これらにつきましては、まずは国道に面した土地とまたその背後地ということで、2点のそれぞれ標準画地としまして、それぞれの平米当たりの価格を設定をして、今度は全体の面積で案分して、対象不動産の価格1平方メートル1万400円という設定をしております。そのトータルの合計が、6,711万という土地の価格となります。

なお、この土地につきましては、従前からの工場用地としてコンクリートの基礎等がまだ残って、残存物件として残っておる状況があります。そのコンクリートの基礎の撤去関係、またトイレ等があり、その解体工事、それに伴う場内の整地工によりまして、これは安芸高田市普通財産売払要綱に基づき除却費を控除しております。また、それに不動産鑑定がかかっておりますので、不動産鑑定料を足した額ということで、この価格を決定をしておる状況でございます。

2点目ですが、この清風会で昨年に契約をしておるところでございます。これにつきましても、昨年度からのずっと清風会のほうには申し出をしているところでございます。昨年度から補助金、これは社会福祉のほうの補助金でございますけど、そちらの補助金がまだつかないということでありました。これにつきましては、もう1年が経過するというところで、6月の中旬でございますが、再度清風会のほうにもその中途での経過について、話し合いをしておる状況があります。

こちらにつきましては、再度おくれている状況について、今まだ聞き取りをしている状況であります。当初の計画よりはおくれているということで、こちらあたり精査して、今後に向けましても、早急に対応していただくよう、こちらとしても申し出をしていきたいと考えております。

この南条装備さんにつきましても、やはり企業提案に基づきまして、スケジュール通りいくかということは、今後におきましても進捗管理はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 大体の内容は理解できましたが、最終的に市の提示した価格に対して、幾らかということも再度確認したいと思います。

それから、清風会のことも含めておっしゃっていただきましたが、ですから処分後の取り組みについての契約というものがあるのか、ないのか。だからいついつまでにこういうことを履行していただく、そういった覚え書きと言いますかね、そういったものがあるのかないのかということのを改めて確認したいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山産業振興部特命担当部長 まず1点目の処分の価格でございますが、これは5月11日に公示をしておりますけれど、そのときに価格の公表はしております。その同額での入札でございます。

2点目の清風会につきまして、売買の仮契約についてでございますが、これにつきまして、条文の中には何年においてというものはありません。ただ言えるのが、この間それぞれ実地調査というところがあります。この間のところで、うちでいけるのが、企画提案書に基づいた、それに基づいてできとるかどうかという調査ができるというところで、その点について、今調査も進めていることで、何年にまでにそれをしなさいというものについては、売買契約書の中ではうたっていません。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 中身は了解しましたんで、価格についても同額ということで提示をされたということであります。

それから、その後の取り組みということの特別な契約事項というのはないということですが、やはり今回のような状況が清風会の場合のように生まれるということは、やはり一定の取り決めをしておく必要があるんかなと。あそこの土地に関して言えば、とりわけいろんな他の目的等の話もあった経緯もありますので、今回の場合は工場用地として、当初からの目的通り、されていくんだと思いますんで、そうは言っても、経済状況いろんなことがいつ何時あるかわかりませんので、一定の取り決めをするというような検討をいただくということを要望して質問を終わります。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第58号「財産の処分について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 発議第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充  
に係る意見書について

○先川議長 日程第11、発議第3号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長 発議第3号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」提案理由の説明をいたします。  
本定例会会期中の文教厚生常任委員会における陳情の審査案件について、6月21日に委員会を開き、審査した結果、採択いたしました。  
学校現場における課題が複雑化、困難化する中、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、そのためには教職員定数の改善が必要となっております。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、独自で人的措置を行われる自治体もあり、地方自治体の財源の圧迫や、自治体間の教育格差につながっております。よって、豊かな子どもたちの学びを保障するための条件整備として、計画的な教職員定数改善を推進すること、教育の機会均等と、水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書を政府に対して提出するものでございます。

何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより発議第3号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度  
拡充に係る意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議会改革特別委員会の設置について

○先川議長 日程第12「議会改革特別委員会の設置について」の件を議題といたしま
す。

お諮りします。議員定数のあり方について調査を行うため、委員会条
例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員で構成する議会改革特
別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続
して調査研究を行うことにいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、議員定数のあり方について調査を行うため、8人の委員で構
成する議会改革特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委
員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番 新田
和明君、2番 芦田宏治君、8番 児玉史則君、9番 大下正幸君、10番
山本優君、12番 穴戸邦夫君、14番 塚本近君、16番 青原敏治君を指
名いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会改革特別委員に
選任することに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時15分まで休憩といたします。

なお、ただいま指名をいたしました委員の皆さんは、第1委員会室に御集
合をお願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、先ほど設置されました議会改革特別委員会の正副委員長の互
選の結果が通知されていますので、御報告いたします。

議会改革特別委員会の委員長に塚本近君、同副委員長に山本優君、以

上でございます。



日程第13 閉会中の継続調査の件について

○先 川 議 長 日程第13「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先 川 議 長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成30年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。



午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員